指定管理者審査委員会(三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里)議事録

会 議 名	(公募施設) 三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里 第1回指定管理者審査委員会
日 時	令和4年5月18日(水)午後1時から午後3時50分まで
会 場	佐野あゆみの里南棟1階 地域交流室
出席委員	【外部委員】
	山村 誠、鈴木 亨、澤野 まり子、柳詰 けい子
	【市職員】
	(副市長=委員長) 市川 顯、(社会福祉部長) 水口 国康、
	(企画戦略部長) 飯田 宏昭
施設所管課	【障がい福祉課】
	課長 池田 智美、課長補佐 鈴木 珠美、主査 落合 翔大
事務局	【政策企画課】
	課長 畠 孝幸、主幹 齊藤 広道、主査 伊出 彰仁
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 開会

2 依頼状交付 外部委員に豊岡市長から依頼状を交付

3 市長挨拶

- ◎ 委員の任期は、指定管理者第1順位候補者の選定が終了する本年8月上旬までの任期となる予定。
- ◎ 三島市では平成16年4月に指定管理者制度を導入後、社会福祉施設を始め、市民文化会館 や体育施設など、現在、22施設で指定管理者による管理運営が行われている。
- ◎ 今回の佐野あゆみの里は、令和3年10月に行われた、指定管理施設を所管する部課長を委員とする、指定管理者制度検討特別部会において「公募により選定」、「指定期間5年」と決定している。
- ◎ より一層の利用者サービスの向上や多様化するニーズへの効果的・効率的な対応を適正に 実施できる指定管理者を指定するため、委員の皆様の経験と専門的な知識による審査をお願いする。

4 委員紹介

- 5 施設見学【午後1時15分から午後1時50分まで】
- 6 審議(進行:委員長=市川副市長)
 - (1) 副委員長の指名 澤野 まり子 委員

施設についての質問

委 員 長 現在、会議を行っているこの南棟は、指定管理者の管理対象ではないのか。 施設所管課 対象ではない。

委員長 どういう位置づけか説明を。

施設所管課 南棟については、現在佐野あゆみの里の所管している建物となっている。 現状、1階は地域交流室として各種団体に貸し出し、新谷自治会や老人会等 で使用し、2階では、日中一時支援事業を実施している。なお、こちらの建物 が、三島市の公共施設保全計画で、老朽化が進んでいて建物自体も古いこと から、2025年を目途に廃止する方向性となっている。指定管理者については、 南棟でなく本館で、日中一時支援事業も含めて、行う形式となる。

委 員 長 南棟については、引き続き、市で、来年度以降も管理することでよいか。 施設所管課 はい。

委 員 障害者福祉施設は、通常は県等の許認可を受けて実施するものだと思うが、 今回の指定管理者制度の利用時については、どのような取扱いになるのか。

施設所管課 障害者福祉施設の許認可については、県の許認可となるが、指定管理者制度を導入しても、市の施設であることは変わらないため、市が県の許認可を受けた施設となる。取扱いとしては、県には、運営を指定管理者が実施すると届け出ることになる。

(2) 公募要項(案)、業務仕様書(案)及び採点表(案)についてア 公募要項(案)

委員「5 経理に関する事項」(1)の「指定管理料の支払い」については、支払い時期や方法は協定書において定めるとのことだが、もう少しはっきりと決められないのか。また、「7 公募手続き等に関する事項」(2)の質問書の受付及び回答について、受付期限が令和4年6月22日の何時までか。また、事業計画書の添付書類については、雇用要件の裏付けとして資格証明書類の添付も求めるのか。様式4-4の「三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里事業計画書」について、仕様書で感染症対策マニュアルを作成することとされているため、感染症対策に関する考え方を加えてもいいのではないか。

施設所管課 支払い時期や方法については、基本的に協議で定めたいが、他の指定管理者の実績では、毎月払いにしていることもあるため、団体から質問等があれば、そのような話もしたい。質問書の受付期限は、6月22日の24時までとなる。また、添付書類については、様式4-3の「三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里事業計画書」の2の表に資格等の内容があるため、この欄に記載し、併せて資格証明書類の写しを添付する取扱いとしたい。また、資格取得見込みの者もいると思われるため、その際は、備考欄にその旨及び取得見込み年月日を記載させることで対応したい。感染症対策に

ついては、団体に対する公募説明会の際に、様式4-4の「三島市障がい 者支援センター佐野あゆみの里事業計画書」の2の災害等緊急時に関する 考え方に記載するように説明したい。

- 委員 「5 経理に関する事項」(2)の指定管理者の上限額で1,790万円としているが、算定根拠は。
- 施設所管課 近隣で同様の事業を実施している事業所に見積もりを依頼し、算出した 金額となる。
- 委 員 民営でも、公営と同様に利用料を受領していると思うが。
- 施設所管課 制度としては、障がいの支援区分が1から6まであるが、生活介護は、その区分3から6までの者が利用できる。利用料については、自立支援給付費として、利用者が国から受取り、それを施設に支払うことが本来の流れだが、現行の取扱いとしては、施設が直接国に請求をしてその利用料が支払われる形式となっている。従って、公民かかわらず、同様の形式で利用料を受領し、その他の収入を併せて、施設の運営をしていることとなる。
- 委 員 団体の予算の算定上、必要だと思うが、施設の利用者の情報は、個人が特 定されない形式で、指定管理者に提供されるのか。

施設所管課はい。

- 委 員 この施設において指定管理者制度を導入するのは今回が初めてだが、採 算がとれるような指定管理料になっているということでよいか。
- 施設所管課 全国及び県内でも生活介護の事業所について、指定管理者制度を導入しているところがあるが、調査した結果、指定管理料の支払いは基本的になく、他の民営と同様に利用料等で対応しているところがほとんどだ。ただ、市では、障がい者福祉事業を実施するに当たり、利用者のサービス提供をしっかり実施したいということで、指定管理料を支払う方向で進めている。
- 委 員 指定管理者制度を実施するに当たり、ノウハウを引き継ぐこともあるから、施設に市の職員が残留することもあるのか。
- 施設所管課 市の職員が残留することはないが、ノウハウについてはなるべく長い期間を使って引き継ぎたいと考えている。研修等についても、民間では、定期的に研修を行っていることがあると思うが、市でできない研修参加や資格取得といったことは、逆に民営の方ができるのではないかと考えている。
- 委 員 現在の施設の職員の状況について教えてほしい。
- 施設所管課 正職員は、所長1名、事務員1名、支援員2名及び社会福祉士1名の計5名。会計年度任用職員は、生活介護の支援員が9名、日中一時支援事業の支援員が2名、保健師1名、調理員1名及び栄養士1名の計14名となる。
- 委 員 指定管理者制度を導入するに当たり行った検討部会では、大きな条件として、市民サービスの向上及び経費削減が見込まれることを重視した。
- 委 員 現在、佐野あゆみの里は、障がい者の防災拠点で、地域交流として地域 交流室や佐野あゆみの里まつり等を実施しているが、指定管理者制度の導 入後はどうなるのか。また、自閉症スペクトラム症の人は、変化を嫌うが、

指定管理者に移行する際の支援の対策はどうか。

- 施設所管課 防災関係は、障がい福祉課に移管し、地域交流としては、仕様書の「9 指定管理者が行う業務」の(1)⑩でも記載しているため、指定管理者選定時 に対応できるものと考える。また、移行する際の支援については、各利用 者についての特性や注意事項を記載したシートを作成して指定管理者に渡 し、引継ぎ期間中に利用者と指定管理者の職員が関わるようにしていきた い。変化に対する利用者の反応については、年度初めの日課の変更などの 対応では、同じ場所での支援を行っているためか、大きな混乱は見られな い。引継については丁寧に対応する予定のため、ご了承いただければと思 う。
- 委員様式10の「労務・雇用関連主要法令等チェックリスト」の「4労働条件通知書・雇用契約書を作成している」について、労働基準法では、労働条件の明示義務が定められており、通知でよいとされているため、原則労働条件通知書だけでもよいから、点ではなく「又は」にした方がいいのでは。また、「11 育児休業・介護休業制度がある」及び「12 育児時短・介護時短制度がある」について、育児休業介護休業は既に制度で義務化されているため、制度の有無より、就業、育児休業、介護休業の規定を就業規則等で定めているとか、そういう内容のチェックリストにした方がいいのでは。さらに、「労働者災害補償保険・雇用保険法関係」について、健康保険・厚生年金保険法関係と同様の規定で2及び3として作成した方がよいのでは。

施設所管課 そのように対応する。

イ 業務仕様書(案)

委員 苦情はあるか。

施設所管課 特にない。

- 委 員 指定管理者制度導入後、苦情の通報先として、指定管理者ではなく、市 への直接のルートを設けないのか。
- 施設所管課 苦情解決については、基本的に法的に決められたものがある。現状組織が設置され、佐野あゆみの里だけでなく、市や第三者委員への通報も認められている。「10 苦情解決」で佐野あゆみの里苦情解決実施要綱に基づき苦情解決に関する組織を作り、苦情の解決に努めることとなり、これらのシステムを指定管理者も作るが、市としても苦情解決の組織を障がい福祉課の中に設けたいと思っている。
- 委員「6 施設の管理基準」について、市で運営規定に沿って実施している と思うが、指定管理者が運営するときは、指定管理者が運営規定を作成す るのか、あるいは現在の運営規程に沿って運営するのか。
- 施設所管課 現在、運営については、三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里条 例、三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里条例施行規則及び三島市 佐野あゆみの里運営規程に基づいている。市の施設としては、これからも

存続するため、指定管理者は、これらの三島市が定めた条例等に則って運営することとなる。

- 委 員 「7 管理体制」について、生活介護の管理者、サービス管理責任者、医 師等の資格要件を示した方がいいのでは。
- 施設所管課 生活介護の管理者については一応要件があり、サービス管理責任者は資格が必要となるが、生活支援員については特に資格の必要性がない。「5指定管理に関する基本的な考え方」(1)に「障害者総合支援法その他の関係法規を遵守し、その趣旨を理解したうえで管理を行うこと」と記載しているため、問題ないかと思う。仮にこのことを知らずに、申請があれば、その点も含めて審査の対象とすればよいかと思う。
- 委 員 「9 指定管理者が行う業務」(3)③各種事務に関することで社会保険・労 働保険に関する事務を行うことを加えてはどうか。

施設所管課 その業務を加え変更する。

ウ 採点表(案)

委員 採点表は、公表することとなるのか。

事務局 公募要項に評価項目及び得点の記載があるため、特に公表はしていない。

- 委員 きめ細かなサービスの向上について、どの程度の配点があるのか分かりにくいと思う。また、このことが市民の平等な利用が確保されることに含まれるということを団体が分かるだろうか。個別に障がい者の特性に応じたサービスを実施していることを令和4年6月15日の公募説明会で説明いただければ。
- 施設所管課 委員のご指摘のとおり、このような点について重点として考慮するようにと公募説明会で話すようにしたい。なお、基本的に障がい者の支援を行うに当たり、個人を尊重することや利用者目線ということは、一般的に考えられることで、それができないということは、それはそれで判断する一つの目安でもあるかと思う。仕様書や公募要項の設置目的等を、しっかり加味した事業計画になっているかということを、採点していただくようになっており、しっかりした気持ちを持っている団体であれば、この点が重要であることは自ずと理解すると思っている。
- 委 員 長 市民の平等な利用が確保されることとするこの文章が適切であるかどう か。委員各位はいかがか。
- 委 員 ちょっと漠然とした表現とは思う。要は障がい者や利用者のためのよう な言葉を加える方がよいのではないか。

施設所管課 そのような表現にすることとしたい。

委員長まとめて表現すると、運営にあたっての基本方針、事業計画、収支計画 が妥当で、利用者サービスの向上が図られていること、そういう視点で、 この70点分を設けるということでよいか。

施設所管課はい。

- 委員長では、公募要項も併せて変更することとする。
- 委員 指定管理料の上限が 1,790 万円とされているが、例えば1年で 100 万円 の指定管理料でよいとする団体があったとき、評価対象とはならないのか。
- 委員長 採点表の4で評価の対象とすればよい。
- 委 員 指定管理者が今の施設及び備品類をそのまま使用することになると思う。 大きな備品は市の所有で、細かい備品はどのようになるのか。
- 施設所管課 修繕は、市で実施することとしているが、施設附属品については、基本的にまず修繕を行うこととし、交換が必要なときは、相談の上、対応することになると思う。なお、市の取扱いとしては3万円以上の物が備品となる。
- 委 員 いわゆる消耗品は、団体が対応するということでよいか。机椅子等で3 万円を超えるようなものは備品となるので、必要があれば相談するという 形でよいか

施設所管課 はい。

- 委員 仕様書の「17 市と指定管理者との責任分担」の表の7の項で施設内設備・備品の維持管理について、指定管理者の責任分担となるため、消耗品や軽微なものについては、指定管理者が当然賄うということだ。8の項で施設・設備・備品等について指定管理者の責に帰すべき事由によるものは指定管理者、施設等の設計・構造に係る原因によるものについては市だと棲み分けができているということか。
- 施設所管課 仕様書の「9 指定管理者が行う業務」(3)④その他の業務の「運営に必要な事務消耗品は適宜購入し管理」と記載している。利用者が使用する消耗品等についても、この中に含めるものと考えている。また、仕様書の「17市と指定管理者との責任分担」の8の項は、指定管理者の責に帰すべき事由によるものでないものは市の負担であると考える。
- 委 員 新しい備品を購入するときは、指定管理料を使って購入してもよいか。 施設所管課 はい。
- 委 員 サービス向上の面で必要であればいい。
- 施設所管課 はい。高額で購入できないが、支援を行うためと相談があれば、対応したい。
- 委員長 本日の審議は、以上とする。

7 閉会

事 務 局 次回の指定管理者審査委員会は、令和4年8月1日(月)午後1時から市 役所本館第2会議室で行う。内容は、団体からのヒアリングや質疑等であ る。なお、次回の委員会の2週間程度前に、団体から提出された書類等を、 委員に送付するので、書類が届いたら、仮採点をお願いし、次回の審査委員 会に、当該採点表をお持ちいただいて、当日の団体からのヒアリングによ り、総合的に最終の評価をお願いしたい。また、審査委員会を円滑に進める ため、団体が提出した申請書類に関する質問等については、事前に提出いただきたい。